

(仮称) 茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例（素案）の考  
え  
方について

文化生涯学習部文化生涯学習課

# ◇ 目 次 ◇

◇意見募集の実施	1
◇条例制定の背景・目的	1
◇基本方針	2
◇（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例（素案）の構成	
1 設置、名称及び位置について	3
2 施設について	6
3 開館日等について	6
4 展示館の入館料について	6
5 特別利用の承認等について	7
6 多目的館の利用の承認について	7
7 多目的館の展示室の利用における使用料について	7
8 多目的館の展示室の利用内容の変更について	7
9 多目的館の利用の承認の取消し等について	8
10 多目的館の利用目的以外の利用等の禁止について	8
11 その他管理に必要な事項について	8
◇（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例制定等のスケジュール	9

## ◇意見募集の実施

茅ヶ崎市では、(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例(素案)の制定を進めています。このたび、条例の骨子をまとめましたので、みなさまからのご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例の制定を進めます。

## ◇条例制定の背景・目的

本市の文化生涯学習の発展の主役となる市民が、積極的に文化生涯学習活動に参加していくことにより、自律的に本市の文化生涯学習が発展していくことを目指している一方で、主体的に活動する場となる文化生涯学習拠点の機能の充実と利活用が求められます。また、市内には、豊富な地域資源があるにも関わらず、現時点ではそれぞれ単独で機能することに留まっており、それぞれの持つ機能が十分に発揮されていない状況です。

そうした中で、市民同士が交流し創造力や活力を創出できる場であり、また、市民が茅ヶ崎の文化・歴史を身近に感じながら愛着心を育み、次世代へ継承できる場となる新たな文化生涯学習の中心拠点の整備が急務となっています。

これまで、本市では「茅ヶ崎市開高健記念館」(以下「開高健記念館」という。)を開設し、茅ヶ崎ゆかりの作家である開高健が執筆活動をした書斎や作品などの紹介や展示を行い、茅ヶ崎ゆかりの人物である同氏の文学作品に身近に触れる機会を提供してきました。

こうした中、茅ヶ崎の文化の拠点施設として人物館を整備することになりました。

温暖な気候、烏帽子岩が浮かぶ青い海、みどりの松並木を吹き抜ける潮風といった豊かな自然と風土に恵まれた本市は、開高健、城山三郎など現代文学を代表する作家や、詩人 八木重吉、洋画家 小山敬三、画家 萬鐵五郎、映画監督 小津安二郎、森田芳光、歌舞伎俳優 九代目市川団十郎など多彩な文化人を育み、様々な文化芸術活動が展開されてきました。また、文化芸術にとどまらず、スポーツや科学などの様々なジャンルについても、現在に至るまで、人々に感動を与える茅ヶ崎ゆかりの人物を輩出しています。

茅ヶ崎の文化は前述の人々をはじめ、多くの人々が関わってつくられてきました。くらしの中で生まれ、歴史を積み重ねてきたことにより、「茅ヶ崎らしい」独自の文化になってきたとも言えます。

市民が茅ヶ崎ゆかりの人物や作品に親しむことにより、郷土への愛着や誇りを持ち、茅ヶ崎の文化の重要性について再認識し、後世に受け継いでいくための文化施設として、また文化の魅力を探る様々な試みに、積極的に取り組む拠点となる施設として、「(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館」を整備し、平成27年1月開館を目指しています。

## ◇基本方針

### 基本方針1 開高健記念館、美術館等の文化施設と連携して活動する

年間約4,000人が訪れる開高健記念館や美術館等の文化施設との連携を図り、共同企画展の開催や資料の貸借など、それぞれの施設の特徴を生かした連携活動を行います。

### 基本方針2 茅ヶ崎の文化の中心拠点

市内の文学情報を始め、茅ヶ崎ゆかりの人物とその作品等に関する資料を収集、展示します。開高健記念館と（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館を文化・歴史ネットワークにおける主要な施設として位置づけ、まちなかへ人々をいざない、周遊して楽しめる仕組みをつくります。

### 基本方針3 来るたびに新しい魅力を発見できる

茅ヶ崎のゆかりの人物等を紹介するゾーンや企画展示ゾーンをフレキシブルな展示スペースとすることで、容易に展示替えを行えるようにし、来館者に常に新たな発見を提供し、リピーターとしての利用につなげます。

### 基本方針4 子どもから大人まで楽しめる

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するなど、すべての人にやさしい施設とします。子どもから大人まで理解できるようなわかりやすい展示解説を行うなど、幅広い年齢層が利用しやすい施設とします。

### 基本方針5 市民の文化活動や交流の支援

市民に調査・研究・発表の場としての利用を促し、市民の文化活動や交流を支援します。

### 基本方針6 教育機関との連携

小・中学校等、教育機関との連携を図り、子どもの頃から郷土の文化に親しみを持つ機会を提供します。

### 基本方針7 「見る」と「読む」とによる「深い理解」

展示の手法を工夫することで、見ること（展示）と読むこと（読書）との相乗効果による文学に対する関心や作家、作品への理解を深めます。

### 基本方針8 市民共有の文化施設

市民共有の文化施設として、茅ヶ崎ゆかりの人物とその作品等に関する資料を中心に展示することとします。



## ◇(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例(素案)の構成

現在、検討を進めている「(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館の設置に関する条例(素案)の考え方」は次のとおりです。

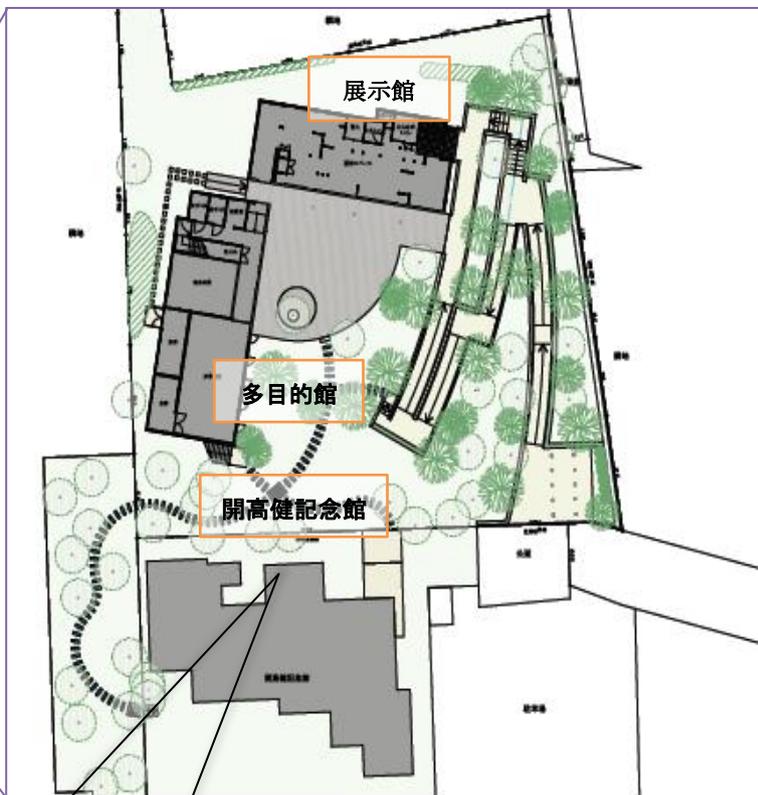
### 1 設置、名称及び位置について

茅ヶ崎市にゆかりのある人物の紹介や関連の作品等の展示等を通して、郷土への愛着や誇りを育むとともに、文化の発展に寄与することを目的として、施設を設置します。

条例は、「(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館」(展示館及び多目的館)の設置及び管理に関する事項を定めるものとします。

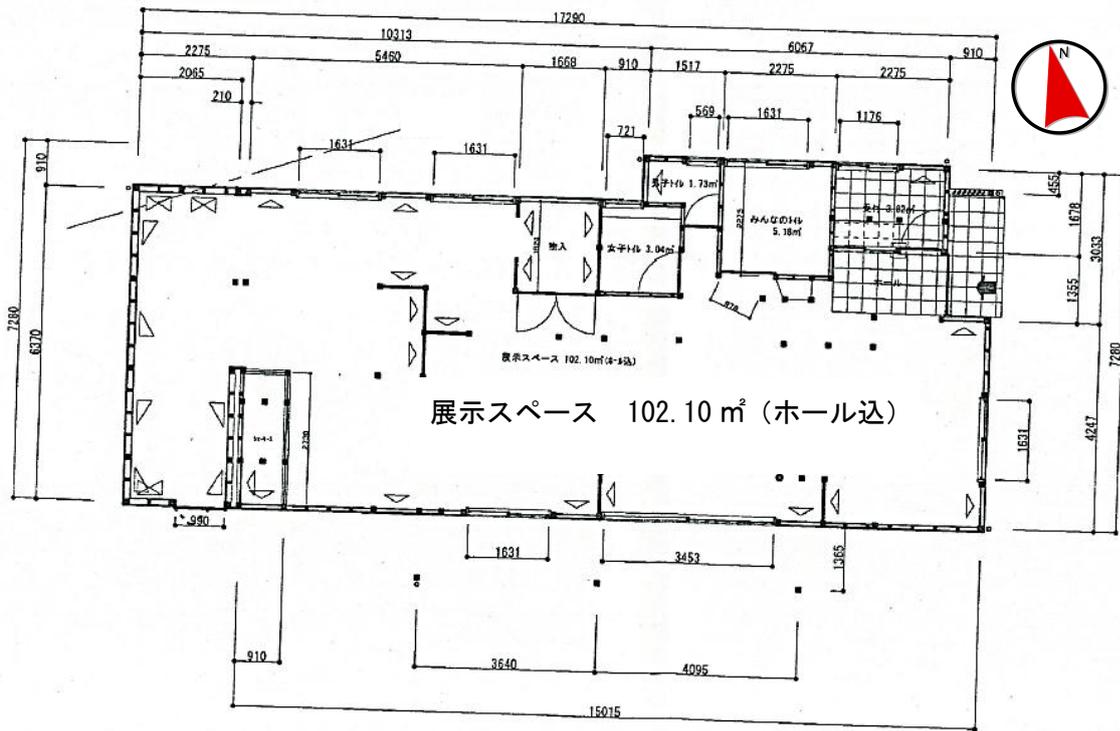
名称 「(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館」

位置 「茅ヶ崎市東海岸南六丁目8930-2 外」

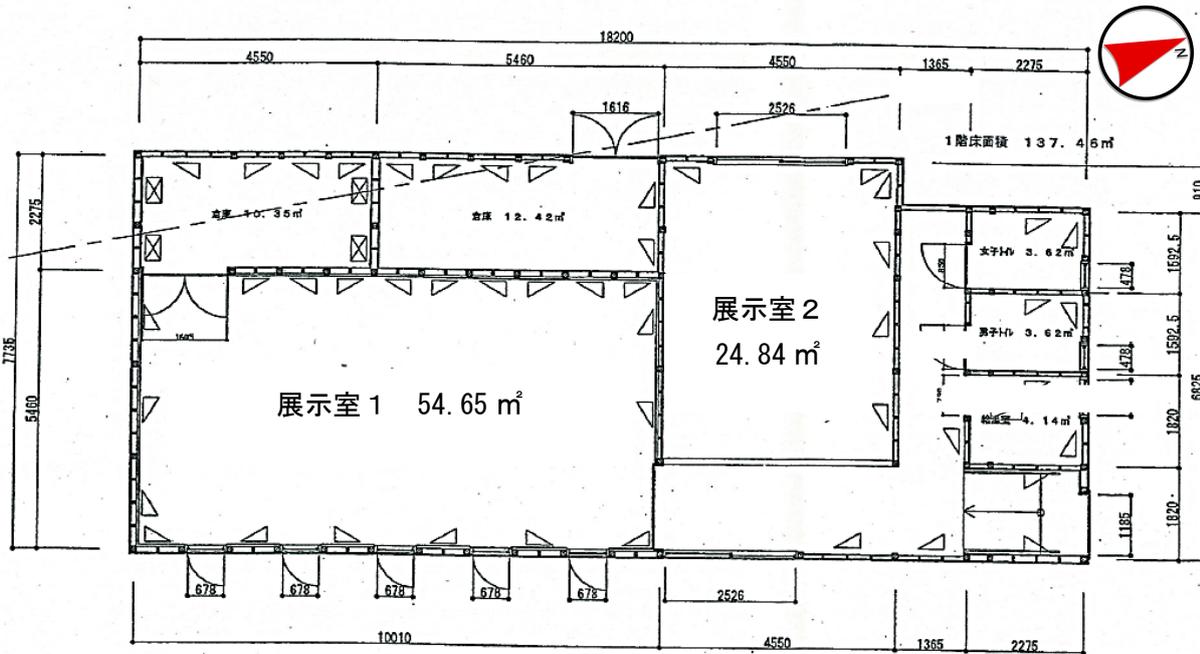


～開高健記念館～

① 展示館 平面図

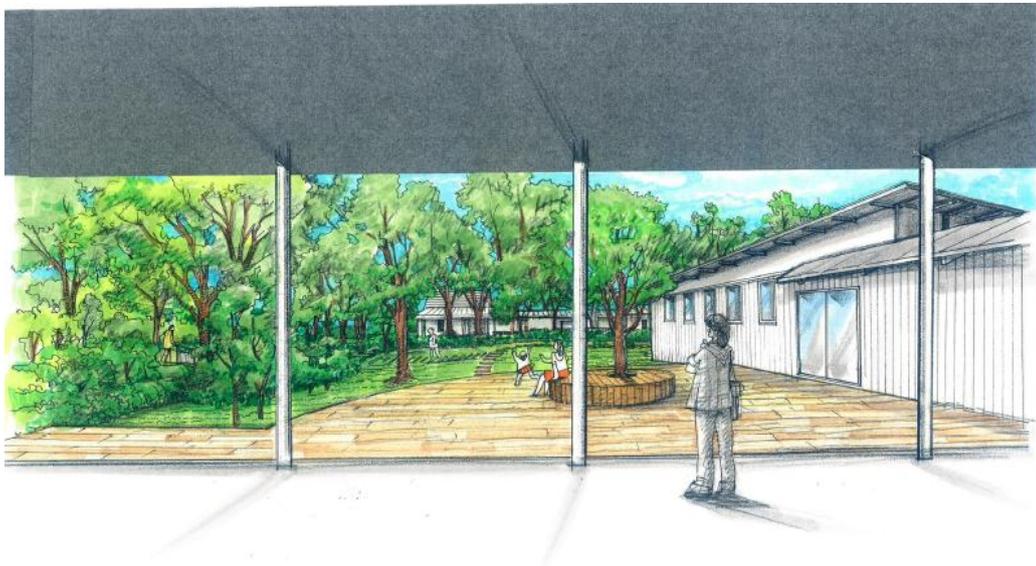


② 多目的館 平面図





開高健記念館と（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館のイメージ図  
～ラチエン通りから～



（仮称）茅ヶ崎ゆかりの人物館展示館テラスから開高健記念館側を眺めるイメージ図

## 2 施設について

(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館は、「展示館」と「多目的館」の2棟で構成されます。

- ① 展示館 ……(102. 10㎡)
- ② 多目的館……展示室1(54. 65㎡) 、展示室2(24. 84㎡)

### 【解説】

「展示館」では、ゆかりの人物に関連ある常設展示や企画展示を行います。「多目的館」の展示室1・展示室2では、講演会やシンポジウム、読書会、文学、絵画等の入門講座等を開催すると共に、他の施設（美術館、文化会館等）との共同企画展や連携企画展等の特別展示を行います。

## 3 開館日等について

(開館日) 金・土・日及び祝日

(開館時間) 4月～10月 午前10時～午後6時まで

11月～3月 午前10時～午後5時まで

とします。なお、プレオープン期間に利用状況等を考慮し、施設の開館日数を増やす方向で検討します。

### 【解説】

プレオープン期間は、開高健記念館の開館日と同様の週3日間及び祝日を開館日とします。(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館は、開高健記念館と敷地を接する茅ヶ崎の文化振興の拠点施設として設置することから、開館日については開高健記念館と調整を図り、一体感を持った施設の運営に努めます。

## 4 展示館の入館料について

展示館の入館料は、有料とする方向で検討します。なお、プレオープン期間は、無料とし、利用形態を含め展示の方法について検討します。

### 【解説】

展示館への入館については、有料とする方向で検討し条例に定めるものとします。

なお、茅ヶ崎市美術館の常設展の観覧料は個人一般200円としています。

今後検討する展示館の入館料は、「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針を参考に設定します。

また、入館料については、展示館と多目的館を同時に使用した特別展示等を実施する場合等は、市長が特別に認めた場合には、この限りではないものとします。

## 5 特別利用の承認等について

展示や保管されている展示品等について、特別利用(撮影、模写、模造又は熟覧)しようとする者は、市長の承認を受けなければならないものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は、承認をしないことができるものとします。

- ① 展示品の保全上支障があると認められるとき。
- ② 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ③ その他、管理上支障があると認められるとき。

なお、市長は、特別利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるものとします。

## 6 多目的館の利用の承認について

(仮称)茅ヶ崎ゆかりの人物館のうち多目的館の展示室を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならないものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は、承認をしないことができるものとします。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ④ その他、施設の管理上支障があると認められるとき。

なお、市長は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるものとします。

## 7 多目的館の展示室の利用における使用料について

多目的館の展示室の利用における使用料は、有料とします。なお、使用料については、展示室1(54.65㎡)、展示室2(24.84㎡)の面積等を考慮し設定します。また、1日単位の利用についても検討します。

なお、プレオープン期間は、無料とします。

### 【解説】

多目的館の展示室の利用における使用料について、条例に定めるものとします。

多目的館の展示室の利用における使用料は、「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針を参考に設定します。

多目的館の展示室の貸出に当たっては、市民や関連施設との協働、連携をしていくとともに文化振興のための市民活動を支援していきます。

## 8 多目的館の展示室の利用内容の変更について

利用の承認を受けた者は、利用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならないものとします。

## 9 多目的館の利用の承認の取消し等について

市長は、「6 多目的館の利用の承認について」において承認をしないこととする事項に該当するに至ったときや、この条例に違反したとき、また、利用者が偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止することができるものとします。

## 10 多目的館の利用目的以外の利用等の禁止について

利用者は、利用の承認を受けた目的以外の目的で施設等を利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならないものとします。

## 11 その他管理に必要な事項について

その他施設の管理にあたって必要な事項として、次の事項を条例で定めるものとします。

- ① 施設内における販売行為等の禁止について
- ② 施設の設備等の制限(備付け以外の器具の使用における承認)について
- ③ 多目的館の使用における原状回復の義務について
- ④ 施設内の損傷等に係る損害賠償について
- ⑤ 施設への入館制限等について
- ⑥ 管理上の立入りについて

また、その他管理に必要な事項については、規則で定めるものとします。

### 【解説】

その他管理に必要な事項については、入館者に迷惑をかける行為をしないことを定めることとします。

施設の管理にあたっては、その適正な利用に関して理解を得るとともに、本市の文化や歴史に触れる機会の提供及び郷土への愛着や誇り、創造力や活力の創出を図るための文化振興の拠点施設としてその役割が果たせるようにするものです。